

新潟県柏崎市高度技術者育成推進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職業能力やモチベーションを高め、生産性の向上や高付加価値化に取り組む市内事業者の積極的な人材育成を後押しするため、柏崎市高度技術者育成推進助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類で分類される製造業又は情報通信業のうち情報サービス業若しくはインターネット附随サービス業を主たる事業とし、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、製造業にあつては、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者に限る。

(1) 事業者 次のいずれにも該当するものとする。

ア 市内に本社又は主たる事業所を有するもの

イ 引き続き1年以上事業を営むもの

ウ 市税を滞納していないもの

エ 他に同種の助成金や補助金を受けていないこと。

(2) 事業者にかつ常時雇用される従業員 次のいずれにも該当するものとする。

ア 主たる勤務地が市内であること。

イ 市税を滞納していないこと。

ウ 他に同種の助成金や補助金を受けていないこと。

(助成対象)

第3条 助成対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、業務に直接必要となる資格、免許又は技能検定（以下「資格等」という。）の取得（更新する場合を除く。）及び研修（中小企業大学校及びにいがた産業創造機構が実施する研修（基礎コースを除く。）に限る。）の受講とし、資格等の種類は、別表に掲げるとおりとする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、助成事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 資格等の受験又は受講手数料（合格又は修了した場合に限る。振込手数料を除く。）
- (2) 資格等の取得に当たり研修修了が資格認定の要件となる場合の研修受講料
- (3) 中小企業大学校及びにいがた産業創造機構の研修受講料
(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 前条第1号に掲げる助成対象経費 助成対象経費の全額とし、一人当たり10万円（一企業につき年20万円）を限度する。
 - (2) 前条第2号に掲げる助成対象経費 助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とし、10万円を限度とする。
 - (3) 前条第3号に掲げる助成対象経費 助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とし、一人当たり3万円（一企業につき年10万円）を限度とする。
- 2 一の助成事業の実施期間が複数年度にわたる場合は、年度ごとに申請することができる。
(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、助成事業の完了した日が属する年度の3月31日までに次の各号に掲げる書類を添えて、従業員にあっては柏崎市高度技術者育成推進助成金交付申請書兼実績報告書（従業員用）（別記第1号様式）を、事業者にあっては柏崎市高度技術者育成推進助成金交付申請書兼実績報告書（事業者用）（別記第1号様式の2）を市長に提出しなければならない。

- (1) 受験票又は受講票の写し
- (2) 合格又は修了したことを証明する書類の写し
- (3) 第4条に掲げる経費の領収書等支出証拠書類の写し
- (4) 市税完納証明書

(5) 中小企業者が申請する場合は、市内に本社又は主たる事業所を有することを証明する書類（登記簿謄本等）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（助成金の交付決定及び交付額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して助成金の交付を決定するとともに、その額を確定し、柏崎市高度技術者育成推進助成金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により、速やかに申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

（検査等）

第8条 市長は、助成事業者に対し、助成事業の成果及び経理の状況について説明を求め、又は助成事業に対し検査を行うことができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、助成金の支払については、令和11年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市高度技術者育成推進助成金交付要綱の規定は、令和3年1月1日から適用する。

2 改正後の新潟県柏崎市高度技術者育成推進助成金交付要綱第3条第1号の規定は、令和3年1月1日以降の交付申請について適用し、令和2年12月31日までの交付申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際改正前の様式による用紙で現存するものは、
当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することが
できる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

| | |
|------|--|
| 資 格 | 法律に基づく国家資格 |
| 免 許 | 労働安全衛生法に基づく免許又は技能講習（特別教育、能力向上教育及び安全衛生教育を除く。） |
| 技能検定 | 職業能力開発促進法に基づく技能検定 |
| その他 | 市長が特に認める資格等 |